＜様式第2-1＞　開示請求書

保有個人情報開示請求書

　　　年　　月　　日

　（宛先）

（ふりがな）

氏名

〒　　　　　　　　　℡　　　（　　　）

住所

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

１　開示を請求する保有個人情報（行政文書等の名称や内容を記載し、具体的に特定してください。）

|  |
| --- |
|  |

２　求める開示の実施の方法等

　(1) 開示の実施の方法

|  |
| --- |
| □ 窓口における開示の実施を希望する。　　　＜実施の方法＞　□閲覧　□写しの交付　□その他（　　　　　　　　　　　）　　　＜実施の希望日＞　　　　年　　　月　　　日□ 送付による写しの交付を希望する。（※送付に要する費用をご負担いただきます。） |

　(2) 写しの作成の方法（写しの交付を希望する場合のみ記載してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 文書又は図面の場合 | □ 複写機により複写したもの（※交付に要する費用をご負担いただきます。）□ スキャナにより電子化し電磁的記録媒体に複写したもの　　→ 電磁的記録媒体を提出してください。 |
| 電磁的記録の場合 | □ 用紙に出力したもの（※交付に要する費用をご負担いただきます。）□ 電磁的記録媒体に複写したもの　　→　電磁的記録媒体を提出してください。 |

３　本人確認等

　(1) 開示請求者の本人確認

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求者 | □本人　　　□法定代理人　　　□任意代理人 |
| 請求者本人確認書類 | □個人番号カード　　□住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）□運転免許証　　□健康保険被保険者証　　□在留カード□特別永住者証明書　　□外国人登録証明書（特別永住者証明書とみなされるもの）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※ 請求書を送付して請求をする場合には、請求者本人確認書類の複写物に併せて、住民票の写し（請求の前３０日以内に市町村が発行した原本）を添付してください。 |

　(2) 代理人の資格の確認（法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 本人の状況 | □未成年者（　　　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人□任意代理人委任者 |
| （ふりがな）本人の氏名 |  |
| 本人の住所 |  |
| 請求資格確認書類（請求の前３０日以内に作成されたもの） | 法定代理人 | □戸籍謄本（親権者又は未成年後見人）□登記事項証明書（成年後見人）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 任意代理人 | □委任状（委任者の実印が押印されたもの）＋ 印鑑登録証明書□委任状 ＋ 委任者の本人確認書類（個人番号カード等）の複写物□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

〔処理欄〕この欄は記入しないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 決定期限 |  | 受付印 |  |
| 担 当 課 |  |
| 備　　考 |  |

（説明）

１　「（宛先）」

　　開示を請求する保有個人情報を保有している組合の機関の名称（吉川松伏消防組合管理者、吉川松伏消防組合公平委員会、吉川松伏消防組合監査委員）を記載してください。

２　「氏名」、「住所」

　　本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

　　また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

　　なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

３　「開示を請求する保有個人情報」

　　開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

４　「求める開示の実施方法等」

　　開示を受ける場合の開示の実施の方法等について、希望がありましたら記載してください。

　　開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

５　本人確認書類等

（1） 来所による開示請求の場合

　　　来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第２１条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

（2） 送付による開示請求の場合

　　　保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、（1）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

　　　なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

　　　また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（3） 代理人による開示請求の場合

　　　「本人の状況」、「本人の氏名」及び「本人の住所」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

　　　代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

　　　代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。